2010 年 12 月 16 日

北海道知事　高橋　はるみ　様

・(社)北海道自然保護協会　会長　佐藤謙
・十勝自然保護協会　共同代表　安藤御史・佐藤与志松・松田まゆみ
・北海道自然保護連合　代表　寺島一男
・富川北一丁目沙流川被害者の会　代表　中村正晴
・平取ダム建設問題協議会　代表　松井和男
・苫小牧の自然を守る会　代表　舘崎やよい
・ユウパリコザクラの会　代表　藤井純一
・イテキ・ウエンダム・シサムの会　代表　佐々木義治
・胆振日高高校退職教職員の会　代表　高橋　守
・自然林再生ネットワーク　代表　前田菜穂子
・下川自然を考える会　会長　千葉永二
・サンルダム建設を考える集い　代表　渋谷静男
・名寄サンルダムを考える会代表　竹内　和郎
・環境ネットワーク旭川地球村　代表　山城えり子
・大雪と石狩の自然を守る会　代表　寺島一男
・旭川・森と川ネット21　代表　平田一三

平取ダムおよびサンルダムの検証に係わる検討についての要望書

室蘭開発建設部から平取ダム建設問題協議会代表に、12 月 14 日付けで北海道開発局から各報道機関宛に、「平取ダムの検証に係わる検討について－「沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場」を開催－というお知らせを配布した、との連絡があった。これによると、12 月 20 日に平取町で第一回の検討の場が開催される。サンルダムの検証に係わる検討については、旭川開発建設部のホームページに、12 月 24 日に名寄市総合福祉センターで第一回の検討の場を開催することが記載されていることが判明した。

これらの検討の場は、9 月 27 日に「今後の治水のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた中間とりまとめに沿って設立されたものである。貴職はこの検討の場の構成員とな

っているので、この検討の場に出席されるものと考えられる。

私たちも構成メンバーとなっている北海道脱ダムをめざす会は、10 月 4 日に水源連（水源開発問題全国連絡会）代表とともに、北海道の担当者と面談し、ダム検証作業について、「私たちの提言が検証作業で取り上げられること。そのために、検証作業において北海道と私たちとの意見交換が実現するようにすること。」を要望した。

この要望を行ったのは、今までの河川整備計画の審議において、ダム建設を推進する開発局などとダム建設に疑問をもつ住民や学識経験者の意見交換が十分になされず、その結果問題点が明らかにならなかったと考えるからである。公金を使う事業は国民の納得をえて行われなくてはならず、そのためには意見の異なるものの間の討議が必要である。しかし、今までなされた論議はこの点が不十分で、そのために国民の間にダム見直し論がでてきたと考えられる。

私たちは、北海道脱ダムをめざす会として、上述の意見交換が有効に機能するために、ダムの問題点を指摘するだけでなく、私たちの提案を検討し、すでに 3 つの提言を行って、国土交通省、北海道開発局、北海道および関係市町村に配布してきた。

以上のことを踏まえて、下記の事項を要望する。

なお、この要望書についての問い合わせは、要望書作成の事務局担当の北海道自然保護協会（〒060-0003　札幌市中央区北３条西 11 丁目、加森ビル 6F、Tel：011-251-5465. FAX：011-211-8465）にお願いする。

要望事項

１．検討の場における関係住民や学識経験者などの意見の取り扱い

規約案では、「検討主体は、・・・資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する」となっている。従来のパブリックコメントや意見聴取の多くは聞き置くことにとどまり、例えば流域委員会における検討に反映されてこなかった。この問題を解決するために、規約に「パブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、<u>これらの意見が検討の場でどのように検討され、反映されたのかを十分に情報公開した上で検討を進め、</u>対応方針の原案を作成する。」として、下線部分を追加することを要望する。

２．双方向の論議を実現する

流域委員会など従来の検討会では、とくに治水についてはダム批判派の学識経験者が登用されることはなく、そのためきちんとした議論が為されてこなかったことが不毛の結果を引き起こしたと考えられる。ダム建設についての国民的合意を得るには、異なる意見が公開の場で論議されることが必要である。とくに、今回の検討の場は、ダム建設を推進しようとしてきた地方自治体関係者が検討委員となっているので、きちんとした論議がされないことが機具される。熊本県で行われたような双方向の公開討論集会は国民が問題点を把握する上で重要であったと考えられる。そこで、規約の中に、私たちが１．で提案したことに続けて、「パブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、これらの意見が検討の場でどのように検討され、反映されたのかを十分に情報公開した上で検討を進め、対応方針の原案を作成する。検討の場では異なる意見間の意見交換を公開で行い、問題点の把握を十分に行う。」として、下線の部分を追加することを要望する。

３．私たちの提言を検討素材としていただくことを要望する。具体的には、上記２で要望した双方向の議論を実現する立場で、検討の場で私たちが説明する機会をつくっていただきたい。

以上